

# 小規模な飲食店等に対する消火器の設置が義務付けられています

改正前

延べ面積 150 m<sup>2</sup> (木造の場合は延べ面積 100 m<sup>2</sup>) 以上の飲食店等に消火器の設置が必要

改正後(平成 31 年 10 月 1 日から)

原則として、延べ面積に関わらず飲食店等に消火器の設置を義務付け

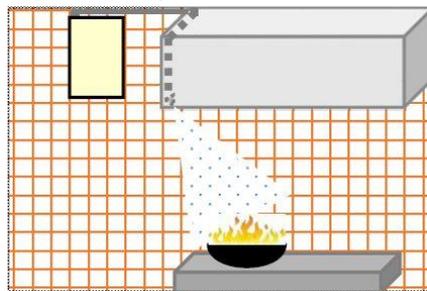


ただし、次の設備・器具を使用する場合は、消火器設置の必要はありません。

火を使用する設備・器具に調理油過熱防止装置 (Si センサー) を設けた場合



火を使用する設備・器具に自動消火装置を設けた場合



圧力感知安全装置付きのカセットコンロのみで調理を行う場合



火を使用する設備・器具を設けていない場合 (IHコンロのみの場合など)



## 【消火器の点検について】

設置が義務付けられた消火器は、6 カ月ごとに点検し、その結果を年に 1 回所定の様式で消防機関に報告が必要です。なお、点検報告の書類作成には、総務省消防庁提供のスマートフォンアプリをご利用ください。「Google Play」や「App Store」などでダウンロードが可能です。



消防用設備等点検アプリはQRコードからダウンロードできます！

## 【問い合わせ先】

□福島市消防本部予防課 Tel024-534-9103  
□福島消防署予防係 Tel024-534-9105  
□福島消防署清水分署 Tel024-557-5415  
□福島消防署西出張所 Tel024-591-4628

□飯坂消防署予防係 Tel024-542-2986  
□飯坂消防署東出張所 Tel024-553-7796  
□福島南消防署予防係 Tel024-547-3119  
□福島南消防署信夫分署 Tel024-593-1900  
□福島南消防署杉妻出張所 Tel024-546-2910